

浜田市議会議長
澁谷幹雄 様

「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛
紹介議員 森谷 公昭

【請願趣旨】

浜田市において、市民に対し「不当要求行為」を行ったとする認定がなされ、その認定を根拠として、市職員による説明拒否や対応制限等が行われている。

当該認定については、強要や不当要求行為の存在を裏付ける客観的記録、録音、映像、第三者確認資料等が存在しないにもかかわらず、教育委員会職員が作成した「不当要求行為等発生報告書」や「発生報告者からの意見」の「令和 7 年 6 月 5 日に長時間の対応を強要された」との主張を根拠として認定が行われている。

当該市民は、受け取った警告書に書かれた「強要行為及び不当要求行為」を一貫して否定した上で、「令和 7 年 6 月 5 日の実際のやり取りを記録した録音データ」や、「強要を行ったことがわかる記録が不存在であるという公文書不開示決定通知書」等の証拠を提出し、令和 8 年 4 月 22 日の市長、副市長との面談を含め、何度も市長に対して事実確認と必要な是正を求めている。

しかし、市長は「弁護士を通じてしか対応しないという趣旨を市が通知している」ことを理由に、認定の対象となる強要が無かったとして提出された録音等を確認しないまま認定を維持しており、一部職員の申告内容のみを採用して認定を固定化している疑いを生じさせるものである。

また、浜田市不当要求行為等防止対策要綱においては、認定に際し、客観的証



拠の確認、双方への聞き取り等を必須とする規定が存在しない。実際に執行部は議会において「要綱に従って適切に認定している」と説明している。

しかし、市民に対し他の市民と異なる対応（弁護士を通じてしか対応しないなど）を決めるような不利益認定が、客観的検証や反論機会の保障を伴わないまま行われ得る制度であるとすれば、その運用は極めて恣意的となる危険を有する。

特に、一部職員による事実に基づかない申告のみを根拠として認定が行われ、それにより対象市民への説明拒否や対応制限が継続されることが許されるならば、行政内部の一方的判断のみで、例えば追求されたくないことや不合理な行政判断について説明を求める市民を排除・遮断し得る構造となり、市民の行政参加及び行政監視機能を著しく萎縮させるおそれがある。今回の事案においては、教育委員会スポーツ振興課の職員が、「強要された」と虚偽または重大な誤認による報告書を書いたことで、無実の市民を「不当要求を行った」と認定し差別的排除的対応を行っている。

そして、当該認定を理由として、市側が「弁護士を通じてしか対応しない」などの対応制限を継続することは、市民に対して強い心理的圧迫及び萎縮効果を与えるものであり、事実に基づかない一方的な認定と遮断は、不当要求行為等を防止する制度の趣旨を逸脱した、市民排除のための運用となってしまう。

このような制度や運用が許容されれば、市民は行政判断に異議を述べたり、説明を求めたり、改善案を提案すること自体を萎縮するおそれがあり、地方自治における市民参加及び行政監視機能にも重大な影響を及ぼし、浜田市協働のまちづくり推進条例の精神に真っ向から対立する。

また、浜田市教育委員会事務局職員は市が保有する令和7年6月5日の「強要があった」と市が認定した約40分間の通話の録音内容を確認した上で、「40分間の会話を聞いて、強要といえるような内容は認められない」と話している。浜田市不当要求行為等防止対策委員会は「強要された」と発生報告した職員の主張について当該録音の内容を確認していない。つまり、市長が正式に録音の確認を指示し、客観的事実を確認すれば、認定に誤りがあったことが明らかになる可能性が高い。

地方自治法の趣旨に照らせば、議会には執行機関を監視し、市政運営の適正を

確保する責務がある。特に、市民に対する重大な不利益認定について、客観的根拠や適正手続が確保されているかを確認することは、議会による行政監視機能の重要な役割である。当該市民は令和7年10月に「不当要求行為、強要を行ったと認定したという内容の警告書」を受け取り、防災安全課に「いつの、どなたに対する、どの言動なのか」を尋ねた際、防災安全課長は「弁護士が説明する」と明言した。そのため、弁護士に問いあわせたところ、「説明する必要はない。」と説明を拒否された。「防災安全課長は弁護士が説明すると言ったが？」と伝え、と、「市が何といったかは知らない。説明する必要はない。」と言われ、これまでに、いつ誰に対する、どの言動が強要や不当な要求に該当すると判断したのか、説明を求めても一度も説明を受けていない。

不当要求と認定し、弁護士を通して連絡せよと通知している以上、その認定の対象となった事実について説明する責任は、浜田市にある。これが説明されず、当該市民が強要や不当要求について否定し、市長に証拠も提出し事実確認を求め、その後市の保有する録音を確認した市の職員は「強要と言える内容は確認できなかった」と話しているにもかかわらず、認定を維持し他の市民と違う扱いをするということは、無実の市民に危険人物というレッテルを貼り、不利益を与えても構わないという判断を市長がしていることになる。

今後、司法の場でこうした行政判断や運用の違法性が争われた場合、当時の報告書を書いた職員や不当要求認定を行った責任者、当時の市長、そして、事実確認の依頼を事実上無視している現在の市の幹部が裁判において証言を求められる可能性が高いが、現在の状況では市が合理的な説明を行うことは不可能と思われる。違法性や市民への損害が認定されるようなことになれば、市民からの市への信用が失墜するだけでなく、全国的にも不当な不当要求認定を行った市として有名になってしまう可能性があり、当該市民は司法の場で争うことを望んでいない。

よって、浜田市議会に対し、「不当要求行為認定」の運用実態について、公平かつ客観的な調査・検証を行い、必要な是正を市に求めるよう請願する。

【請願事項】

1. 浜田市不当要求行為等防止対策要綱に基づく認定制度及びその運用実態について調査・検証を行うこと。

2. 市が認定した「強要」「不当要求」について客観的証拠の確認、反論機会、双方への聞き取り等を要しない制度設計が市民の権利利益を不当に侵害する危険を有していないか検証すること。
3. 当該認定制度が、市民への説明拒否や対応遮断の手段として利用されていないか調査すること。
4. 認定制度及び運用に問題が認められた場合には、要綱改正その他必要な是正措置を市に求めること。
5. 将来的な恣意的運用を防止するため、客観性、透明性及び適正手続を備えた制度整備を求めること。

市議会としてこのような状況について、まずは事実確認を行い、今後、不当な不当要求認定が行われないう、また、すでに行われた認定に事実誤認や虚偽の報告等があり、対象事実が確認できない状態であるにも関わらず「強要があった」との認定や警告が行われたことが明らかになった場合、撤回、謝罪、関係者の処分等を含め、必要な是正措置および再発防止を執行部に求めることを請願する。